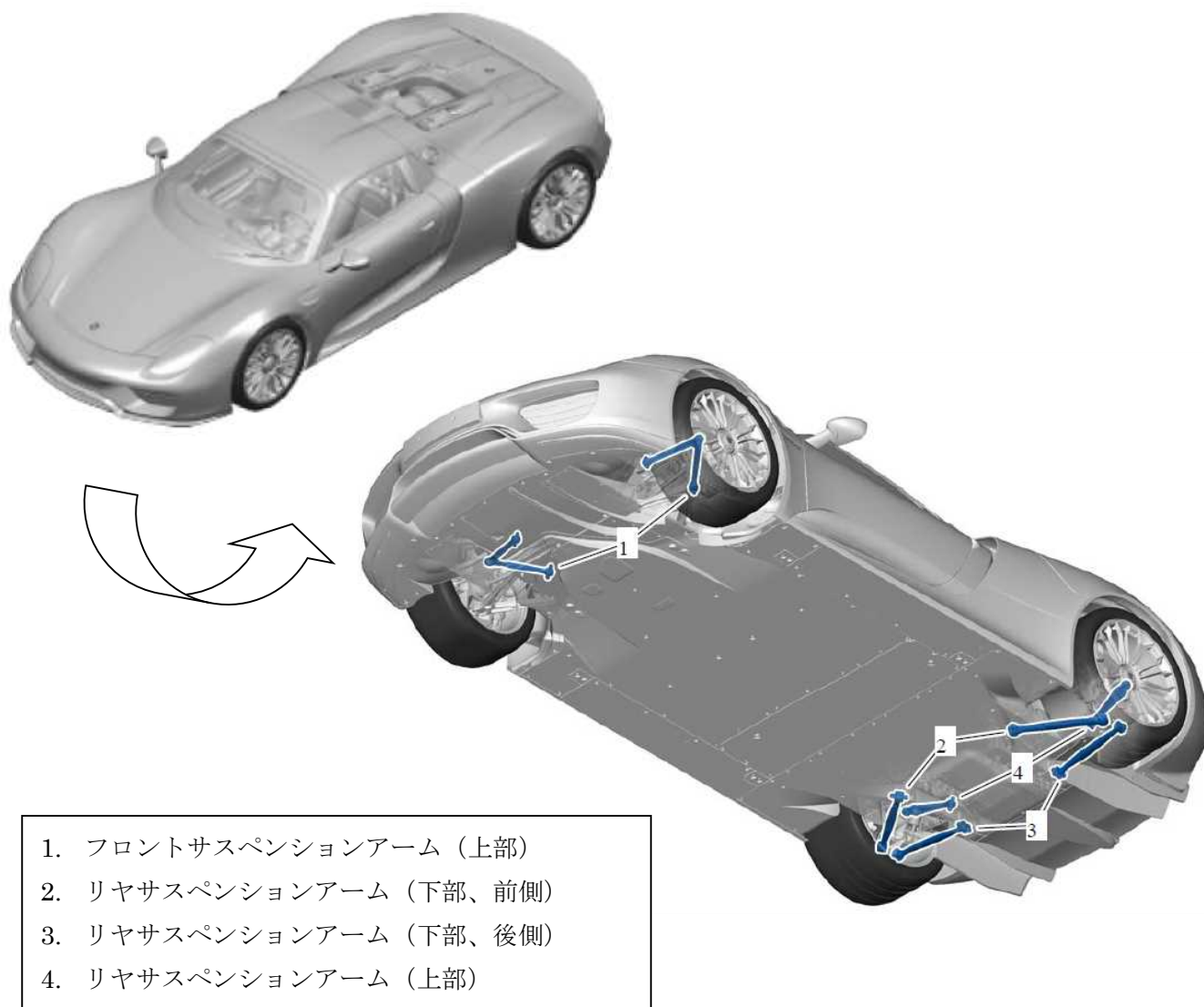


改善箇所説明図



基準不適合発生箇所

前後のサスペンションアームにおいて、車体側ボールジョイント部の材料選定が不適切なため、当該ジョイント部が腐食するものがある。そのため、当該ジョイント部の強度が低下し、最悪の場合、当該ジョイント部が破損し、車体からサスペンションアームが分離して、ハンドル操作が正常に行えなくなるおそれがある。

改善措置の内容

全車両、対象のサスペンションアームを対策品に交換する。

識別： 改善作業済車両には車台番号打刻の右側に黄色ペイントを塗布する。

注：□は改善部品を示す